

## （ 参考資料 ）

1	石綿ばく露作業に関する労災認定事業場	55
2	北海道における吹付けアスベスト等使用状況調査結果	56
3	道有施設における石綿含有保温材等の使用状況調査結果	57
4	中皮腫による死亡者数、労災認定件数、石綿健康被害救済法に基づく申請・認定状況	58
5	道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方	59
6	建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針	61
7	道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル〈第2版〉	64
8	アスベスト製品の商品名	74
9	アスベストに関する分析機関一覧	78
10	アスベスト除去に関する費用	79
11	アスベスト対策に関する低利融資制度（(株)日本政策金融公庫）	80
12	アスベスト調査、除去等に関する国の支援制度	81
13	アスベストに関する窓口	83
14	アスベスト関連情報（HP）	86
15	建築物・工作物の解体工事等における必要な届出について	87
16	特定粉じん排出等作業に係る事故時の初動対応フローチャート	93
17	特定粉じん排出等作業に係る事故時の情報の連絡・連携先チェック表	94
18	道内におけるアスベスト関連事例（2018）	95

## 1 石綿ばく露作業に関する労災認定事業場

表 6-1-1 道内の石綿ばく露作業に関する労災認定事業場（建設業）

（平成 29 年度(2017 年度) 以前認定分）

事業 場数	労災保険法支給決定件数										救済法支給決定件数			
	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡					
529	199	40	295	78	5	0	10	1	15	4	4	29	1	0

表 6-1-2 道内の石綿ばく露作業に関する労災認定事業場（建設業を除く）

（平成 29 年度(2017 年度) 以前認定分）

事業 場数	労災保険法支給決定件数										救済法支給決定件数			
	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡					
193	80	27	153	47	2	1	5	0	2	1	9	17	0	0

### 厚生労働省のHP

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成 28 年度(2016 年度) 以前認定分)

< URL [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html) >

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成 29 年度(2017 年度) 認定分)

< URL <http://www.mhlw.go.jp/content/11402000/000456673.pdf> >

### ※ 留意事項

- ・ 建設業の場合には、通常、その事業場の所在地（事務所）と異なる場所（現場）で石綿作業が行われており、事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所であること。
- ・ 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で石綿作業に従事しており、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行っているため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はごくわずかであったにもかかわらず、その現場を持つ事業場として公表の対象となった事業場があること。

（出典：厚生労働省報道資料）

## 2 北海道における吹付けアスベスト等使用確認調査結果

（平成30年（2018年）3月31日現在）

区分	対象施設 （うち報告数）  （a）	吹付けアスベスト等（レベル1）の使用確認施設の状況						
		確認施設数 計  （b）=（c）+（d）	H17（2005） ～ H29（2017） 除去済 施設数 計  （c）	使用施設数 計  （d）=（e）+（f）	平成30年（2018年）3月31日現在使用施設			
					評価A又はB	評価C		
						措置計画		（f）
（e）	H30実施 （予定）	計画中 （g）						
道有施設 （※独立行政法人に移行した 旧道有施設を含む）	4,019 （4,019）	98	64 （0）	34	0	0	0	34 （19）
市町村有施設	13,749 （13,749）	610	271 （8）	339	4	0	4	335 （230）
教育施設	18,792 （18,792）	564	202 （0）	362	2	0	2	360 （153）
病院・社会福祉施設	5,668 （5,668）	133	57 （1）	76	0	0	0	76 （50）
民間建築物	19,324 （18,175）	1,087	309 （2）	778	148	1	147	630 （225）
合計	61,552 （60,403）	2,492	903 （11）	1,589	154	1	153	1,435 （677）

- ① 確認施設は、平成30年（2018年）3月31日現在で吹付けアスベスト等（レベル1）の使用又は除去が確認された施設数
- ② （c）欄下段の（ ）は、平成29年度（2017年度）中に吹付けアスベスト等（レベル1）が除去された施設数
- ③ （f）欄下段の（ ）は、評価Cのうち封じ込め又は囲い込みの措置がとられた施設数
- ④ （g）欄は、措置内容を検討中又は平成30年度（2018年度）以降に措置を予定している施設数
- ⑤ 措置とは、「除去」、「封じ込め」又は「囲い込み」の措置（工事）をいい、「除去」の場合は（c）欄に計上  
「封じ込め」・「囲い込み」の場合は（f）欄に計上
- ⑥ 調査対象は、平成8年（1996年）以前に竣工した建築物  
ただし、民間建築物については昭和31年（1956年）から平成元年（1989年）までに施工された概ね500㎡以上の建築物  
を対象
- ⑦ 確認された吹付け材等の状態の評価（A・B・C）の区分は次のとおり
  - A：吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している
  - B：吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している
  - C：吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない

### 3 道有施設における石綿含有保温材等の使用状況調査結果

（平成30年（2018年）3月31日現在）

区分	施設数	煙突数	状況					
			通常	要観察	劣化・損傷あり	囲込措置済	（囲込材）	
							通常	劣化・損傷あり
知事部局	116	147	123	11	0	13	13	0
教育庁	105	171	91	25	2	53	53	0
企業局	8	19	19	0	0	0	0	0
道警本部	58	73	67	0	0	6	6	0
道総研	7	12	11	0	0	1	1	0
計	294	422	311	36	2	73	73	0

- ① 施設（煙突）数は、平成30年（2018年）3月31日現在でアスベストを含有する建材（レベル2）の使用又は使用のおそれがある施設（煙突）数で、アスベスト含有の有無が不明であるものを含む
- ② 道立病院局及び（地独）札幌医科大学においては、当該調査対象の施設（煙突）なし
- ③ 教育庁の「劣化・損傷あり」の2本の煙突については、平成30年度（2018年度）において除去等の対策を実施済である

## 4 中皮腫による死亡者数、労災認定件数、石綿健康被害救済法に基づく申請・認定状況

表 6-4-1 中皮腫による死亡者数

（単位：人）

区分	H7～H19 (1995～2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	合計
北海道	426	49	57	56	67	74	62	65	67	86	73	1,082
全国	8,992	1,170	1,156	1,209	1,258	1,400	1,410	1,376	1,504	1,550	1,555	22,580
全国比	4.7%	4.2%	4.9%	4.6%	5.3%	5.3%	4.4%	4.7%	4.5%	5.5%	4.7%	4.8%

（出典：厚生労働省人口動態統計）

表 6-4-2 アスベストによる疾病の労災認定件数

（単位：件）

区分	特別遺族弔慰金等関係（施行前死亡者）				特別遺族弔慰金等関係（未申請死亡者）				認定申請（左記以外）				合計
	中皮腫	肺がん	その他	計	中皮腫	肺がん	その他	計	中皮腫	肺がん	その他	計	
北海道	153	25	2	180	50	18	5	73	307	82	18	407	660
全国	3,675	652	148	4,475	1,138	384	129	1,651	7,984	2,326	723	11,033	17,159
全国比	4.2%	3.8%	1.4%	4.0%	4.4%	4.7%	3.9%	4.4%	3.8%	3.5%	2.5%	3.7%	3.8%

（出典：環境再生保全機構HP（平成18年3月20日～平成29年3月31日受理件数）

表 6-4-3 石綿健康被害救済法に基づく申請件数

（単位：件）

区分	H7～H19 (1995～2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	合計
北海道	180	60	44	59	45	68	55	59	74	80	63	787
全国	4,234	1,115	1,071	994	1,037	1,008	1,008	1,002	969	981	987	14,406
全国比	4.3%	5.4%	4.1%	5.9%	4.3%	6.7%	5.5%	5.9%	7.6%	8.2%	6.4%	5.5%

※石綿肺を含まない（H7～H18は肺がんと中皮腫のみ）

（出典：厚生労働省資料）

表 6-4-4 石綿健康被害救済法に基づく認定件数

（単位：件）

区分	特別遺族弔慰金等関係（施行前死亡者）				特別遺族弔慰金等関係（未申請死亡者）				認定申請（左記以外）				合計
	中皮腫	肺がん	その他	計	中皮腫	肺がん	その他	計	中皮腫	肺がん	その他	計	
北海道	140	4	0	144	39	8	1	48	249	59	2	310	502
全国	3,402	150	49	3,601	815	217	17	1,049	6,515	1,333	131	7,979	12,629
全国比	4.1%	2.7%	0.0%	4.0%	4.8%	3.7%	5.9%	4.6%	3.8%	4.4%	1.5%	3.9%	4.0%

（出典：環境再生保全機構HP（平成18年3月20日～平成29年3月31日認定件数）

独立行政法人 環境再生保全機構HP < URL <https://www.erca.go.jp/asbestos/index.html> >

## 5 道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方

昭和63年8月1日制定  
平成17年10月31日改定  
平成19年3月28日改定

吹付けアスベスト等については、建築後、経年変化とともに劣化、剥離が進行し、施設利用者等の健康に対する安全性が懸念されている。

道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方については、昭和63年度に策定したところであるが、平成17年に石綿障害予防規則が制定され、平成18年に大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則が改正されたことなどによりアスベスト対策の充実が図られたこと、また、新たにアスベストによる健康被害が重大な社会問題となっていることから、道有施設利用者等の安全の確保を図るため、関係法令等を遵守するとともに、次により対策を行うこととする。

また、今後、吹付けアスベスト対策に関し新たな知見が得られた場合には、必要に応じ補完・修正する。

### 1 対象施設

北海道が財産管理している平成8年度以前に竣工した全ての施設を対象とする。

### 2 定義

#### (1) 吹付けアスベスト等

「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石（バーミキュライト）」「パーライト吹き付け」「発泡けい酸ソーダ吹き付け」で、含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの

#### (2) 折板裏打ち石綿断熱材

鋼版製屋根用折板等に主として結露防止のために張り付けられたもので、含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの

### 3 方針

(1) 対象施設において、設計図書及び専門機関での分析調査等により、吹付けアスベスト等及び折板裏打ち石綿断熱材（以下「アスベスト等」という）の存在が確認された場合は、吹付け材等の状態を把握するとともに、必要に応じて室の使用停止等の保全措置や室内の環境調査を行う。

(2) 対象となるアスベスト等については、「除去」することを原則とする。ただし、緊急に施設の使用を再開しなければならないなど特別の事情がある場合、かつ、吹付け材等の状態が「囲い込み」、「封じ込め」によって確実に飛散防止が図られる場合は、「除去」以外の対策を講じることができるとするが、当該施設の計画的な改修等が行われる際には、その改修工事等に合わせて除去を行うものとする。

### 4 具体的措置の進め方

#### (1) 早急な「除去」処理

アスベスト等が剥離しているか又は劣化が著しいものについては、早急に除去工事を実施する。

#### (2) 除去計画による処理

アスベスト等が安定状態にある施設については、(3)に掲げる「吹付けひる石等」を除き、改修等が行われる際に除去工事を合わせるなどした計画を策定し、順次、除去工事を実施する。

なお、施設管理者は、除去が行われるまでは使用部位等の定期点検等を行いアスベスト等の状態を把握し、適切に維持管理するものとする。

#### (3) 「吹付けひる石等」の取り扱い

「吹付けひる石（バーミキュライト）」「パーライト吹付け」「発泡けい酸ソーダ吹付け」（以下「吹付けひる石等」と言う。）は、その態様が吹付けアスベストや吹付けロックウールと大きく異なり、成型板に近い固化された状態であることから、飛散性が低いと考えられるが、損傷や劣化の程度によってはアスベストが飛散する可能性がある。このため、「吹付けひる石等」についても、他の「吹付けアスベスト等」と同様に「除去」することを原則とする。

ただし、吹付け材等の状態が剥離、劣化しておらず安定した状態にあるものは、当面、室内の定期点検の中で、必要に応じて室内環境調査を実施しながら使用を継続しても差し支えないこととする。

また、「吹付けひる石等」の劣化に伴うアスベスト粉じんの飛散に関する情報や知見が少ないため、国が調査・研究を早急を実施し、その対応を検討する動きがあることから、対応方針が決定された時点で、その内容に応じた対策を進めていくものとする。

#### 5 除去以外の囲い込み処理等を行った場合の取扱い

過去の囲い込み処理等を行ったものについては、定期点検を実施しながら継続使用し、計画的な改修等が行われる際に合わせて除去を行うものとする。

#### 6 対策工事

対策工事については、「道有施設の吹付けアスベスト対策工事仕様書」に従い、適正に行うこととする。

#### 7 定期点検等

吹付け材の表面及び施工場所の状況については、施設の利用頻度が高い場合は概ね3カ月に1回、それ以外は6カ月に1回点検するとともに、室内環境調査については、年1回程度実施することとする。

## 6 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針

平成 18 年 2 月 17 日制定

平成 19 年 3 月 28 日改定

### 1 目的

この指針は、市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 2 定義

この指針における用語の定義は次に定めるところによる。

#### (1) 「吹付けアスベスト等」

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（バーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け及び折板裏打ち断熱材で、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの

#### (2) 「吹付けひる石等」

吹付けひる石（バーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付けで、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの

#### (3) 「除去」

吹付けアスベスト等を全て除去して、他のアスベストを含有しない建材等に代替する方法

#### (4) 「封じ込め」

吹付けアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は、吹付けアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより発じんを防止する方法

#### (5) 「囲い込み」

吹付けアスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、粉じんを室内等に発散させないようにする方法

#### (6) 「利用頻度の高い場所」

人の出入りが多く、常時使用する場所（例：病室、教室、事務室、店舗、図書室、会議室、廊下、階段、給湯室など）

#### (7) 「利用頻度の低い場所」

人の出入りが少ない場所（例：倉庫、機械室、電気室、非常階段など）

ただし、その場所に常駐する者がいる場合は（6）に含む

#### (8) 「多数の道民が使用し、又は利用している建築物」

劇場、映画館、集会場、学校、病院、百貨店、店舗、社会福祉施設など

### 3 道の役割等

道は、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図るために、適切な指導、助言を行うとともに、必要な情報を提供するほか、相談に応ずるものとする。

### 4 市町村との連携協力

道は、市町村に対し、吹付けアスベスト等の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう助言等を行うとともに、緊密に連携して施策を推進するよう努めるものとする。

5 建築物の所有者等がとるべき措置等

- (1) 建築物の所有者等は、当該建築物における吹付けアスベスト等の使用の有無を把握し、使用されているアスベストの粉じんの飛散を防止するための措置を講じるものとする。
- (2) 多数の道民が使用し、又は利用している建築物の所有者等は、多数の者の利用に供する部分（以下「供用部分」という。）で吹付けアスベスト等が確認されている場合は、その状況を公表するよう努めるものとする。
- (3) 建築物の所有者等は、道が実施する調査等に協力するものとする。

6 指導事項

道は、建築物の所有者等に対し、次の事項について指導等を行うものとする。

(1) 調査

建築物の所有者等は、建築物内の吹付け材の有無について、当該建築物の建築年次による判断や設計図書などにより調査を行うとともに、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有等について調査を行う。

(2) 措置

ア 建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等が確認された場合は、その表面の状態から次により判定をし、措置を講じるものとする。

判定	内容
A	吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している。
B	吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している。
C	吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。

イ 判定ごとの措置の内容は、次に定めるところにより決定するものとする。

判定	措置内容
A	早急に除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
B	速やかに除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
C	当面、定期点検を実施しながら使用を継続して差し支えないが、必要に応じ、室内環境調査を実施し、将来的には、計画的に除去を実施すること。ただし、吹付けひる石等については、当面、定期点検を実施するとともに、必要に応じ、室内環境調査を実施しながら使用を継続して差し支えないものとする。

ウ 判定の結果、アスベストの飛散のおそれがある場合（判定A及びBの場合）、除去等の措置を講ずるまでの間、当該建築物の利用状況に応じ、室の使用を停止又は制限するなどの対策を講ずるものとする。

(3) 維持管理

建築物の所有者等は、除去が行われるまでの間、次により定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うものとする。

ア 利用頻度の高い場所については、概ね3カ月に1回、利用頻度の低い場所については、6カ月に1回、吹付け材の表面の状態を定期的に点検し、別紙に記録すること。

イ 点検により吹付け材の表面の状態に変化があった場合は、(2)により再度判定を行い、適切

な措置を講ずること。

ウ 点検の際は、室内環境調査を年1回程度実施するよう努めること。

#### 7 吹き付けアスベスト等の措置状況の調査

道は、吹き付けアスベスト等の措置状況を把握するため、毎年度定期的に調査を実施し、その結果を公表するとともに、把握した内容を別に定めるアスベスト台帳に記録するものとする。

#### 8 多数の道民が使用し、又は利用している建築物に関する指導

(1) 道は、多数の道民が使用し、又は利用している建築物において、供用部分に吹き付けアスベスト等が使用され、かつ飛散のおそれが著しいと認めるときは、期限を定めて所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 道は、前項の指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

#### 9 関係法令等の遵守

建築物の所有者等は、吹き付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理、解体改修に当たっては、大気汚染防止法、建築基準法、石綿障害予防規則など関係法令等に定める基準、届出、報告等に関する事項を遵守するものとする。

附則 この指針は、平成18年2月17日から施行する。

この指針は、平成19年3月28日から施行する。

## 7 道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル〈第2版〉

平成28年11月4日

平成29年3月31日改訂

### 1 目的

石綿障害予防規則では、従前から、吹き付けられた石綿等が劣化、損傷等により、その粉じんを飛散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとされていたが、平成26年6月の改正により、吹き付けられた石綿等に加え、張り付けられた保温材や耐火被覆材、断熱材で石綿を含有しているもの（以下、「石綿含有保温材等」という。）もその対象とされた。

このマニュアルは、道有施設の施設管理者が、その管理する施設で使用されている石綿含有保温材等の劣化、損傷等の状況を的確に把握し、速やかに必要な措置等を講じることにより道有施設使用者等の安全を確保するため、点検等の実施に必要な事項を定めるものである。

### 2 定義

このマニュアルにおいて、石綿含有保温材等とは、保温材、耐火被覆材及び断熱材で石綿を重量の0.1%を超えて含有しているものをいう。

### 3 石綿含有保温材等の使用例と石綿含有の有無の確認

#### (1) 石綿含有保温材等の使用例

##### ア 保温材

熱の損失を防止するために配管に使用。



配管保温材

##### イ 耐火被覆材

下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用。



耐火被覆板（リフライト）



けい酸カルシウム板2種

ウ 断熱材

煙突の断熱目的の煙突用断熱材と屋根裏の結露防止・断熱目的の屋根用折板裏断熱材がある。

（なお、屋根用断熱材として「屋根用折板裏石綿断熱材」があるが、「道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方」により調査済みのため、本マニュアルの点検対象からは除く。）



煙突用断熱材 カポスタック



屋根用折板裏石綿断熱材

(2) 石綿含有の有無の確認

石綿含有の有無は、建材種類別及び製造時期並びに目視、設計図書や仕様書等により調査し、判断できない場合は、分析調査を実施するか、石綿が含有しているものと見なして管理する。

【参考】建材種類による確認

施設の図面や仕様書等で、保温材等の建材の名称、メーカー名、型番、品番等を調査し、石綿含有建材データベース（国土交通省・経済産業省）で確認できる。

【参考】石綿含有製品の製造時期による確認

労働安全衛生法により、平成 18 年 9 月 1 日から、石綿を含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されていることから、平成 19 年以降に建設された施設は、石綿含有保温材等が使用されていないと考えられる。

主な保温材等において、石綿含有製品の製造期間は次のとおり

	一般名称	製造終了年	代表的な商品名
保温材	けいそう土保温材	S49	珪藻土保温材 1 号
	けい酸カルシウム保温材	S58	シリカライト
	パーミキュライト保温材	S62	パーミキュライト保温材
	パーライト保温材	S49	三井パーライト保温材
	石綿保温材	S54	カポサイト
耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板 2 種	H16	キャスライト L、H
	石綿含有耐火被覆板	S58	トムボード、リフライ
断熱材	煙突用石綿断熱材	H3	カポスタック、ニューカポスタック、ハイスタック、コンバインボード
	屋根用折板裏石綿断熱材	S58	フェルトン

出典：石綿含有建材データベース Web 版による  
(URL <http://www.asbestos-database.jp/>)

注) 本データは参考として抜粋したもの。詳細はデータベースで確認  
製造終了年以降も使用禁止までの間は在庫が使用される場合があるので注意

【参考】分析調査ができる業者については、「北海道アスベスト情報ポータルサイト」を参照  
(URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm>)

#### 4 点検方法

##### (1) 点検方法

###### ア 保温材及び耐火被覆材の点検

- ・ 目視により（3）の判断基準に示した劣化、損傷の状況を確認し、別紙「アスベスト点検結果記録表」（以下「記録表」という。）にその結果を記録する。
- ・ 高所等で目視による確認が困難な場合には、庁舎管理の業者に設備点検等と合わせて確認を依頼するなどして確実に点検を実施する。
- ・ 点検漏れや点検忘れのないよう、点検前に記録表で点検経過を確認する。

###### イ 煙突用断熱材の点検

- ・ 目視により（3）の判断基準に示した劣化、損傷の状況を確認し、記録表にその結果を記録する。
- ・ 煙突内部（煙道）の確認が困難な場合は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者※（以下「専門家等」という。）に確認を依頼する。
- ・ 点検漏れや点検忘れのないよう、点検前に記録表で点検経過を確認する。

※ 石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者  
 「国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者及び日本アスベスト調査診断協会に登録された者が含まれる。」  
 「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」施行通達（平成24年5月9日基発0509第10号、一部改正平成26年4月23日基発0423第7号）（厚生労働省）

##### (2) 点検頻度

石綿含有保温材等の劣化や損傷の有無について、1年に1回点検するものとするが、執務室など利用頻度の高い場所にあるものや劣化や損傷の疑いのあるものは、3ヵ月毎に点検を行うものとする。また、ボイラーの異常燃焼などにより、煙道のトラブルが懸念されるときは臨時点検を実施する。

##### (3) 劣化・損傷の判断基準

保温材及び耐火被覆材の状況は「劣化・損傷有り」又は「通常」に区分する。  
 煙突用断熱材の状況は「劣化・損傷有り」、「要観察」又は「通常」に区分する。  
 区分の判断は下記を参考とするが、判断がつかない場合は、専門家等に確認を依頼する。

###### ア 保温材

区分	劣化・損傷有り	通常
判断基準	保温材の保護材の剥落や損傷、保温材の繊維のくずれ等が認められる	左記以外（劣化、損傷箇所を補修用テープで巻き付けるなどしたものを含む）
例	 <p style="text-align: center;">保温材の損傷</p>	 <p style="text-align: center;">通常の状態</p>

イ 耐火被覆材

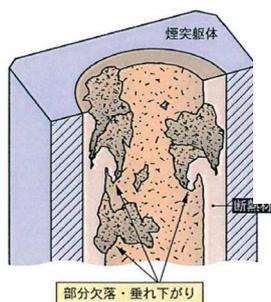
区分	劣化・損傷有り	通常
判断基準	耐火被覆板表面の剥落や損傷	左記以外
例	 <p>けい酸カルシウム板2種の劣化</p>	 <p>梁に使用（通常の状態）</p>

ウ 煙突用断熱材

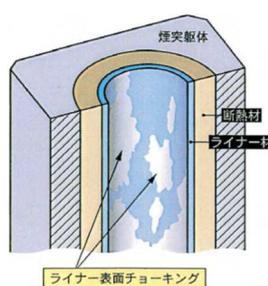
a カポスタック

アモサイト（茶石綿）をセメントで結合し円筒状に成型加工したもの。なお、ニューカポスタックは内側のライナー層が石綿スレートで、断熱層が石綿の二層管である。

区分	劣化・損傷有り	要観察	通常
判断基準	断熱材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある又は著しい損傷がある	部分的に断熱材に劣化や損傷の兆候が認められる	劣化が認められない又は断熱材の毛羽立ち等が認められるが軽微である
例 写真はカポスタック	 <p>灰出口に断熱材が剥落</p>	 <p>部分的に剥離、欠けがある</p>	 <p>劣化・損傷なし</p>
	 <p>断熱材が剥離し垂れ下がり</p>	 <p>全体に毛羽立ちがあるが断熱材の剥離はなし</p>	 <p>毛羽立ちがあるが軽微</p>



参考例（断熱材のみ）  
カポスタック  
劣化・損傷あり  
欠落、垂れ下がり



参考例（ライナー有）  
ニューカポスタック  
通常  
表面の軽微な劣化

出典 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6（環境省）

b ハイスタック

けい酸カルシウムの成分が多く、石綿（アモサイト）は数%。

区分	劣化・損傷有り	要観察	通常
判断基準	断熱材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある又は著しい損傷がある	部分的に断熱材に劣化や損傷の兆候が認められる	劣化が認められない又は断熱材の毛羽立ち等が認められるが軽微である
例	 灰出口に断熱材が剥落	 部分的に剥離、欠けがある	 劣化・損傷なし
	 断熱材が剥離し垂れ下がり		
	 全体に劣化（白く剥離）		

(4) 点検時の留意事項

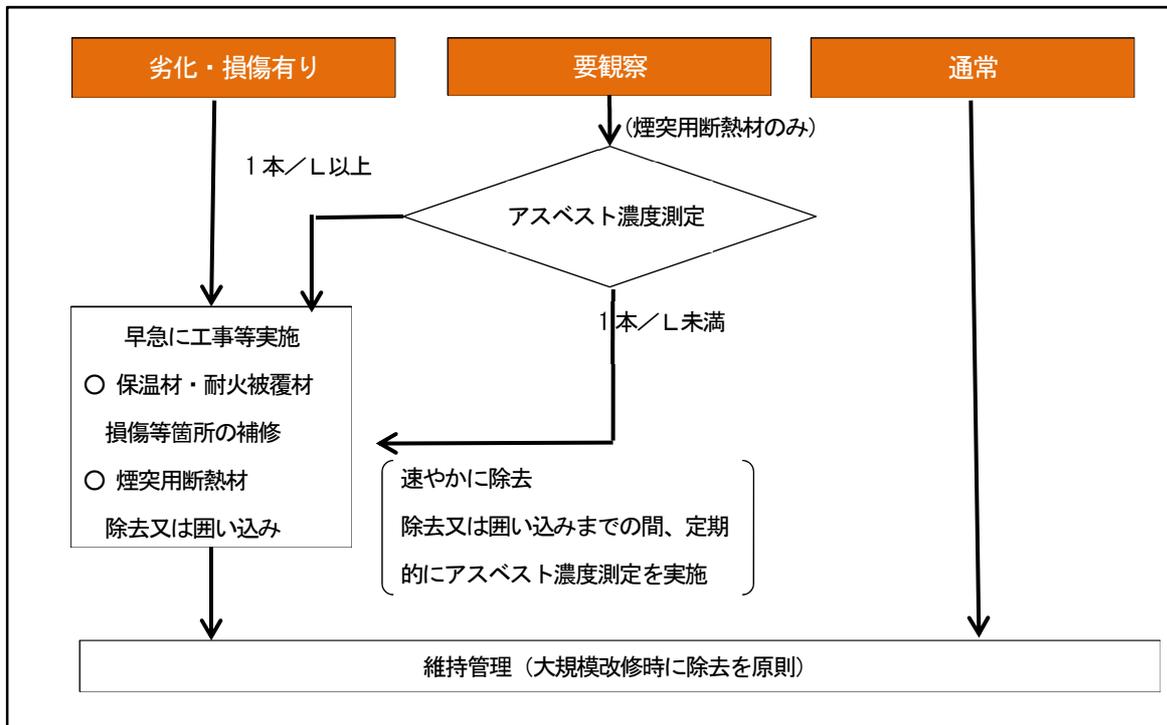
石綿粉じんによるばく露を防止するため、次の事項に留意する。

- ・ 呼吸用保護具（粒子捕集効率95%以上の防じんマスク）を着用し、空気の漏れがないよう顔面とマスクとの密着性を確認する。使用後はウエスなどで表面をふき取りケースなどに入れて保管するのが望ましい。
- ・ 劣化や損傷の疑いのある場合や煙道の点検を行う場合等は、必要に応じ、保護衣等を着用する。
- ・ 煙突の灰出口を開けるときは、ボイラーが停止状態であることを確認の上、十分注意して開ける。
- ・ 灰出口に落下物がある場合は、専門業者※による除去（清掃）を依頼する。

※ 石綿を取り扱う作業を行うことのできる業者（p6においても同じ）。当該作業にあたっては、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならないとされている。

5 点検結果に基づく措置等

点検結果に基づく措置フロー



※ 大規模改修時または解体時には、アスベスト分析調査を実施し、適切に対応すること。

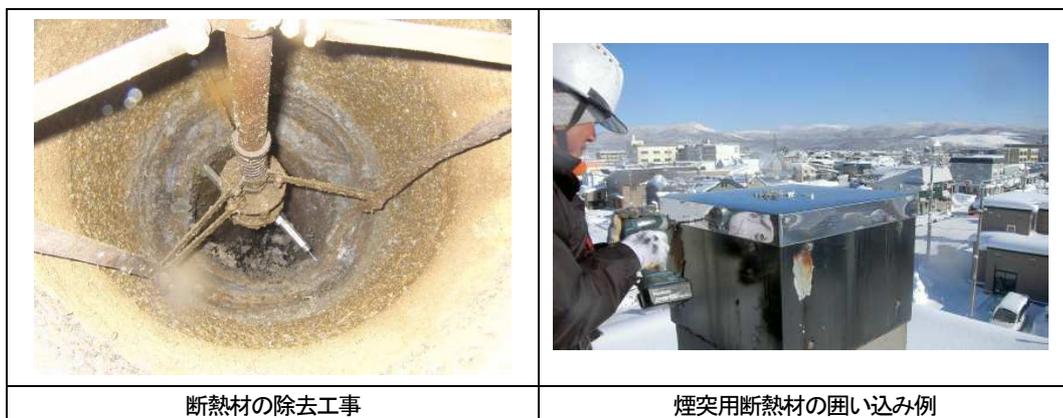
(1) 劣化・損傷有りの場合の対応

a 保温材、耐火被覆材

基本的には補修用テープ等により早急に損傷等の箇所の補修を行う。ただし、保温材が極端に損傷している場合は、専門業者に相談の上対策を講ずる。

b 煙突用断熱材

早急に除去を行うものとする。ただし、煙突を使用していない場合で、煙突上部や灰出口の囲い込みなどによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。



(2) 要観察の場合の対応（煙突用断熱材）

速やかな除去を原則とするが、速やかな除去等ができない場合、除去等までの間は、環境省が定めた「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」等を参考に大気中のアスベスト濃度の測定

を、劣化状況等に応じて専門家等に相談の上、定期的に行うこと。

測定の結果、石綿繊維数濃度1本/L以上<sup>※</sup>となった場合は、「劣化・損傷有り」として早急に必要な措置を行う。

※ 対応の判断の目安となる石綿繊維数濃度の考え方

「環境省の近年のモニタリング結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本/L以下であることから、漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度1本/Lとすることが適当である。」

（出典：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（環境省））

(3) 通常の場合の対応

定期点検等により、引き続き劣化・損傷の有無を観察する。

6 点検の記録

記録表には、点検結果のほか、アスベスト濃度測定や除去等の対策を実施した場合は、その内容を記載し、40年間保管する。

煙突用断熱材について、要観察の場合、除去等までの間、劣化状況の把握のため、写真を点検結果記録表とともに保管する。

別紙

## アスベスト点検結果記録表（保温材・耐火被覆材）

所属 ○○総合振興局総務課

点検対象 施設	名称	○○農業者トレーニングセンター
	所在地	○○町字○○1番地1
	用途	体育館
	構造・規模	RC・2212㎡

使用部位	ボイラー室 配管	2階 廊下 PS 配管	1階 廊下 PS 配管			
建材種類	保温材	保温材	保温材			
点検結果	<input type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常	<input checked="" type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常	<input checked="" type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常
	<input checked="" type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り	<input type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り	<input type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り
点検年月日	平成28年10月8日		平成28年10月8日		平成28年10月8日	
点検者	主事 ○○○○		同左		同左	
記録者	"		"		"	
対策	対策実施日 平成28年10月8日 ～ 平成 年 月 日		対策実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		対策実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	施工業者 <b>職員が実施</b>		施工業者		施工業者	
	対策内容 <input checked="" type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去		対策内容 <input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去		対策内容 <input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去	
記録年月日	平成28年10月8日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
記録者	主事 ○○○○					

使用部位	倉庫 天井					
建材種類	耐火被覆材					
点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常	<input type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常	<input type="checkbox"/> 劣化損傷なし	通常
	<input type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り	<input type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り	<input type="checkbox"/> 表面材の剥落 繊維のくずれ	劣化・損 傷有り
点検年月日	平成28年10月8日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
点検者	株式会社△△建設					
記録者	主任 ○○○○					
対策	対策実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		対策実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		対策実施日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	施工業者		施工業者		施工業者	
	対策内容 <input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去		対策内容 <input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去		対策内容 <input type="checkbox"/> 補修 <input type="checkbox"/> 除去	
記録年月日	平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
記録者						

## アスベスト点検結果記録表（煙突用断熱材）

所属  総合振興局総務課

点検対象施設	名称	〇〇農業者トレーニングセンター
	所在地	〇〇町字〇〇1番地1
	用途	体育館
	構造・規模	RC・2212㎡

使用箇所	1号・2号ボイラーの煙突					
点検結果	<input type="checkbox"/> 劣化損傷無し	通常	<input type="checkbox"/> 劣化損傷無し	通常	<input type="checkbox"/> 劣化損傷無し	通常
	<input type="checkbox"/> 軽微な毛羽立ち		<input type="checkbox"/> 軽微な毛羽立ち		<input type="checkbox"/> 軽微な毛羽立ち	
	<input type="checkbox"/> 部分的に剥離や欠けがある	要観察	<input type="checkbox"/> 部分的に剥離や欠けがある	要観察	<input type="checkbox"/> 部分的に剥離や欠けがある	要観察
	<input checked="" type="checkbox"/> 全体的に毛羽立ち。剥離なし		<input type="checkbox"/> 全体的に毛羽立ち。剥離なし		<input type="checkbox"/> 全体的に毛羽立ち。剥離なし	
	<input type="checkbox"/> 断熱材が剥離し垂れ下がり	劣化・損傷有り	<input type="checkbox"/> 断熱材が剥離し垂れ下がり	劣化・損傷有り	<input type="checkbox"/> 断熱材が剥離し垂れ下がり	劣化・損傷有り
	<input type="checkbox"/> 断熱材が剥落		<input type="checkbox"/> 断熱材が剥落		<input type="checkbox"/> 断熱材が剥落	
点検年月日	平成28年10月8日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
点検者	株式会社△△建設					
記録者	主事 ○○○○					
アスベスト濃度測定結果	測定実施日		測定実施日		測定実施日	
	平成28年10月24日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	測定業者		測定業者		測定業者	
	株式会社〇〇環境					
	測定場所・測定結果		測定場所		測定場所	
(灰出口前) (1.3)本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		
(煙突出口) (0.3未満)本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		
( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		
( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		( ) ( )本/ℓ		
記録年月日	平成28年11月10日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
記録者	主任 ○○○○					
対策	対策実施日		対策実施日		対策実施日	
	平成28年11月20日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
	～平成28年11月26日		～平成 年 月 日		～平成 年 月 日	
	施工業者		施工業者		施工業者	
株式会社△△建設						
対策内容		対策内容		対策内容		
<input type="checkbox"/> 除去		<input type="checkbox"/> 除去		<input type="checkbox"/> 除去		
<input checked="" type="checkbox"/> 囲い込み		<input type="checkbox"/> 囲い込み		<input type="checkbox"/> 囲い込み		
記録年月日	平成28年11月26日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
記録者	主任 ○○○○					

(参考)

## 1 関係法令等

## ■石綿障害予防規則

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

## ■建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日 技術上の指針公示第21号）

## 3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項

## 3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

石綿規則第10条第1項又は第4項に規定する労働者を就業させる建築物等に係る措置については、事業者は、その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること。

## ■建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について（平成26年4月23日付基発0423第7号）

## 第4 細部事項

4 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等の業務における留意事項（改正指針の3）について  
新技術指針の3-1中の「目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検する」とは、目視により石綿含有建材の劣化状況の確認すること、又はJIS K 3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法」\*等により、総繊維数濃度又は石綿の濃度が、建築物屋外の濃度と同程度であることを確認することをいうこと。

\* JISK3850-1:2006（空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）

大気をメンブレンフィルターに捕集した後、フィルターを低温灰化で除去し、分散染色モードにて位相差顕微鏡で観察しながら繊維状物質の数をカウントする。

## ■建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.03版]

※ 本マニュアルは、上記の技術上の指針の運用上の留意事項に特化したもの。

## 2-5-1 呼吸用保護具等の選定

4 (1) 保護衣は、石綿粉じん等の身体表面、保護衣の下に着用する作業衣、下着への付着を防止するために着用する。隔離空間内部での作業においては、使い捨てタイプの保護衣を使用し、隔離作業からの退出の都度廃棄し、特別管理産業廃棄物として処理する。形状は、頭部を含む全身を覆うものとし、保護衣と呼吸用保護具の全面形面体、手袋、シューズカバーなどとの接合部は、テーピングで密閉する。

\* 上記は、隔離空間内部での作業について示されたものであるが、保護衣着用時の参考となる。

## 2 アスベストの点検・調査、測定・分析に関すること

石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者や石綿の測定・分析業者に関する情報については、北海道のホームページ内「北海道アスベスト情報ポータルサイト」を参照。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm>

## 8 アスベスト製品の商品名

（出典：建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6）

（出典：新石綿技術指针对応版（平成26年施行）石綿粉じんへのばく露防止マニュアル）

### （1）吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、その他の石綿含有吹付け材

表 6-8-1 吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウールが使用された期間

吹付け材の種類	石綿含有率等	使用期間						
		昭和 30	40	45	50	55	平成 60	2
吹付け石綿	音・結露防止用 （石綿：約70%）	[Bar chart showing usage from 1930 to 1955]						
	耐火被覆用 （石綿：約60%）	[Bar chart showing usage from 1940 to 1955]						
石綿含有吹付け ロックウール （乾式）	石綿：30%以下	[Bar chart showing usage from 1950 to 1955]						
	石綿：5%以下	[Bar chart showing usage from 1955 to 1962]						
石綿含有吹付け ロックウール （湿式）	石綿：5%以下	[Bar chart showing usage from 1955 to 1980]						

表 6-8-2 吹付け石綿の商品名〈例〉

1) プロベスト, 2) オパベスト, 3) サーモテックスA, 4) トムレックス, 5) リンペット, 6) コーベックスA, 7) ヘイワレックス, 8) スターレックス, 9) ベリーコート, 10) 防湿モルペルト

注) 1974年(昭和49年)以前に施工中止されており、石綿含有率は60~70重量%である。

なお、トムレックスは吹付けを意味することで使用される場合があるので、1975年(昭和50年)以降の設計図書に、この商品名がある場合は石綿含有の有無の確認が必要

表 6-8-3 石綿含有吹付けロックウール（乾式）の商品名〈例〉

1) スプレーテックス, 2) スプレース, 3) スプレクラフトS, H, 4) サーモテックス, 5) ニッカウール(S62.12耐火構造としての大指指定取り消し), 6) プロベストR, 7) 浅野ダイアロック(S50.10耐火構造としての大指指定取り消し), 8) コーベックス(R), 9) スプレーコート, 10) スターレックスR(S57.7耐火構造としての大指指定取り消し), 11) パルカロック, 12) ヘワレックス, 13) オパベストR, 14) ベリーコートR, 15) タイカレックス

注) 1980年(昭和55年)以前に施工中止されており、石綿含有率は5重量%以下である。ただし、上記1)の商品でカラー用は昭和62年まで石綿が使用されていたので注意が必要

表 6-8-4 石綿含有吹付けロックウール（湿式）の商品名〈例〉

1) トムウェット, 2) バルカーウェット, 3) プロベストウェット, 4) (アサノ)スプレーコートウェット, 5) A TM-120, 6) サンウエット, 7) スプレーウエット, 8) 吹きつけロックンライト
--

注) 上記商品は、1989年(平成元年)以前に施工中止されており、石綿含有率は5重量%以下であるが、他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で、石綿を混入する場合がありますので注意が必要

表 6-8-5 石綿含有吹付けパーミキュライトの商品名〈例〉

1) パーミライト, 2) ミクライトAP, 3) ウォールコートM折版用, 4) ゾノライト吸音プラスター, 5) モノコート, 6) パーミックスAP
---

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で、石綿を混入する場合がありますので注意が必要

表 6-8-6 石綿含有吹付けパーライトの商品名〈例〉

1) アロック, 2) ダンコートF3
---------------------

注) 他にも商品化されている可能性がある。また、作業現場で、石綿を混入する場合がありますので注意が必要

(2) 石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材

表 6-8-7 石綿含有保温材の製造期間

名称	石綿の種類	使用時期	石綿含有率
石綿保温材	クリソタイル、アモサイト	～ S55(1980)	90%以上
けいそう土保温材	アモサイト	～ S49(1974)	1～ 10%
パーライト保温材	アモサイト	～ S55(1980)	1～ 5%
けい酸カルシウム保温材	クリソタイル、アモサイト	～ S55(1980)	1～ 25%
不定形保温材(水練り保温材)	クリソタイル、アモサイト、トレモライト	～ S63(1988)	1～ 25%

表 6-8-8 石綿含有保温材等の商品名例と製造時期

一般名称	製品名	製造終了年月
けい酸カルシウム保温材	シリカライト (カバー・ボード#650 シリカ)	S53(1978)
	シリカライト (カバー・ボード#1000 シリカ)	S53(1978)
	ダイパライト (カバー・ボード)	S54(1979)
	インヒビライト (カバー・ボード)	S54(1979)
	エックスライト (ボード)	S54(1979)
	ベストライト (カバー・ボード)	S54(1979)
	ダイヤライト	S53(1978)
	ダイヤライトL	—
	シリカライト	S55(1980)
	スーパーテンプボード	S53(1978)
石綿保温材	スポンジボード	S53(1978)
	スポンジカバー	S53(1978)
	カポサイト	S54(1979)
石綿含有けいそう土保温材	珪藻土保温材 1号	S49(1974)
石綿含有パーライト保温材	三井パーライト保温材	S49(1974)
石綿含有パーミキュライト保温材	VM ライト	S49(1974)
屋根用折板裏石綿断熱材	フェルトン	S58(1983)
	ブルーフェルト一般用	S46(1971)

一般名称	製品名	製造終了年月
石綿煙突用断熱材	カポスタック	S52(1977)
	ニューカポスタック	S62(1987)
	ハイスタック（丸型）	S62(1987)
	ハイスタック（角型）	H2(1990)
石綿含有耐火被覆板	トムボード	S48(1973)
	プロベストモード	S50(1975)
	リフライト	S58(1983)
	サーモボード	S48(1973)
	コーベックスマット	S53(1978)
石綿含有けい酸カルシウム板第2種	キャスライトL	S62(1987)
	キャスライトH	H2(1990)
	ケイカライト	S61(1986)
	ケイカライトL	S62(1987)
	ダイアスライト	H2(1990)
	カルシライト1号	S62(1987)
	カルシライト2号	S62(1987)
	ソニックライト一号	S61(1986)
	ソニックライト二号	S51(1976)
	タイカライト1号	S51(1976)
	タイカライト2号	S61(1986)
	リフボード	S58(1983)
	ミュージライト	S61(1986)

表 6-8-9 石綿含有断熱材、耐火被覆板の商品名及び製造時期

一般名	商品名	製造期間
〔耐火被覆板〕 石綿含有耐火被覆板	トムボード	～S48(1973)
	プロベストボード	～S48(1973)
	リフライト	～S48(1973)
	サーモボード	～S48(1973)
	コーベックスマット	～S53(1978)
〔耐火被覆板〕 石綿含有けい酸カルシウム板第二種	キャスライトL, H	～H2(1990)
	ケイカライト・ケイカライトL	～S61(1986)
	ダイアスライトE	—
	カルシライト一号・二号	～S62(1987)
	ソニックライト一号・二号	～S62(1987)
	タイカライト一号・二号	～S61(1986)
	サーモボードL	～S62(1987)
	ヒシライト	～H11(1999)
	ダイオライト	—
	リフボード	—
	ミュージライト	～S61(1986)
耐火被覆材（ぬり材）	ひる石プラスター	—
屋根用折板裏石綿断熱材	フェルトン	～S57(1982)
	ブルーフェルト一般用	～S46(1971)

一般名	商品名	製造期間
	ウォールコートM折板用	～H1(1989)
煙突石綿断熱材	カポスタック	～S62(1987)
	ハイスタック	～S63(1988)

(3) 石綿含有成形板

表 6-8-10 石綿含有成形板の例

石綿含有建築材料一般名	石綿の種類	石綿使用時期
石綿含有スレート波板	クリソタイル <sup>注1)</sup>	～H16(2004)
石綿含有スレートボード	クリソタイル <sup>注2)</sup>	～H16(2004)
石綿含有けい酸カルシウム板第一種	クリソタイル、アモサイト	～H16(2004)
石綿含有押出成形品	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有パルプセメント板	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有スラグせっこう板	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有サイディング	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有住宅屋根化粧スレート	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有ロックウール吸音天井板	クリソタイル	～S62(1987)
石綿含有せっこうボード	クリソタイル	～S61(1986)
石綿含有セメント円筒	クリソタイル	～H16(2004)
石綿含有フリーアクセスフロア	クリソタイル	～S63(1988)
石綿含有ビニル床タイル	クリソタイル <sup>注3)</sup>	～S62(1987)

注 1) 石綿含有スレート波板のごく一部にはクロシドライト(2社のみ S45(1970)～S57(1982))及びアモサイト(1社のみ S50(1975)～S61(1986))を使用

注 2) 石綿含有スレートボードのごく一部にはアモサイト(2社のみ S53(1978)～S60(1985))が使用

注 3) 石綿含有ビニル床タイルは、工業会が解散しているため主要メーカー(3社)のみを調査した。なお、1社のみ、生産量は極めて少ないが、特殊用途(耐酸性)にトレモライトが使用されている時期がある

(4) 煙突用断熱材

表 6-8-11 石綿含有煙突用断熱材の例

石綿含有建築材料一般名	石綿の種類	石綿使用時期
カポスタック	アモサイト	S39(1964)～S52(1977)
ニューカポスタック (断熱部+ライナー部)	クリソタイル アモサイト	S52(1977)～S62(1987)
コンバインドボード	アモサイト	S56(1981)～H3(1991)
ハイスタック(角型)	アモサイト クリソタイル	S53(1978)～H2(1990)
ハイスタック(丸形)	アモサイト	S53(1978)～S59(1984)

経済産業省と国土交通省は、建材メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類、含有率などの情報が検索できる「石綿(アスベスト)含有建材データベース」をHPで公表しています。

< URL <http://www.asbestos-database.jp/> >

## 9 アスベストに関する分析機関一覧

平成31年3月1日現在

No.	事業所名	① 応談 可	②試料採取			③分析可(外注含む)			電話番号	住所
			大気	建材	持込 のみ	大気	建材			
							定性	定量		
1	(株)アース技研	○	○	○	○	○	○	0138-47-3511	函館市赤川町385-14	
2	イーアイテクノ(株)	○	○	○	○	○	○	0154-23-2305	釧路市旭町17番12号	
3	(株)イーエス総合研究所	○	○	○	○	○	○	011-791-1947	札幌市東区中沼西5条1丁目8-1	
4	(株)エコニクス リサーチラボ	○	○	○	○	○	○	0123-25-6512	恵庭市相生町70	
5	エヌ・エス(株)	○	○	○	○	○	○	0166-62-1911	旭川市忠和5条7丁目3-18	
6	エヌエス環境(株)札幌支社	○	○	○	○	○	○	011-643-1981	札幌市中央区北1条西16丁目1-12	
7	カンエイ実業(株)	○	○		○	○	○	011-532-0066	札幌市中央区南7条西6丁目289-6	
8	(株)環境科学研究所	○	○	○	○	○	○	0138-48-6211	函館市西桔梗町28番地の1	
9	環境クリエイト(株)	○	○	○	○	○	○	011-748-3241	札幌市東区北20条東2丁目2-32	
10	環境コンサルタント(株)	○	○	○	○	○	○	0154-40-2331	釧路郡釧路町中央6丁目15番地2	
11	(株)環境総合科学	○	○	○	○	○	○	0144-75-2181	苫小牧市豊川町2丁目1-2	
12	(株)環境プロジェクト	○	○	○	○	○	○	011-895-6210	札幌市厚別区厚別西1条1丁目8番10号	
13	(株)環境リサーチ	○	○	○	○	○	○	011-837-8780	札幌市豊平区中の島2条9丁目1-1	
14	協業組合公清企業環境測定分析所	○	○	○	○	○	○	011-668-5310	札幌市西区発寒17条14丁目3-35	
15	クリタ分析センター(株)札幌事業所	○	○	○	○	○	○	011-865-1030	札幌市白石区平和通4丁目北2番33号	
16	(株)ズコーシャ 総合科学研究所	○	○	○	○	○	○	0155-33-4400	帯広市西18条北1丁目17番地	
17	太平洋総合コンサルタント(株)	○	○	○	○	○	○	0154-41-2633	釧路市木材町15-5	
18	(株)第一岸本臨床検査センター	○	○	○	○	○	○	0144-72-5401	苫小牧市日吉町2丁目3-9	
19	(株)テクノス北海道 環境分析センター	○	○	○	○	○	○	0166-69-5111	旭川市忠和4条7丁目1-8	
20	日鋼検査サービス(株)	○	○	△	○	○	○	0143-23-1429	室蘭市茶津町4-1	
21	(株)日興ジオテック	○		○				0166-61-3491	旭川市神居2条18丁目2-12	
22	日鉄住金テクノロジー(株) 室蘭事業所	○	○	○	○	○	○	0143-47-2359	室蘭市仲町12番地	
23	日本衛生(株)環境分析センター	○	○	○	○	○	○	011-888-0122	札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号	
24	日本データサービス(株)	○	○	○	○	○	○	011-780-1114	札幌市東区北16条東19丁目1-14	
25	(株)福田水文センター	○	○	○	○	○	○	011-736-2371	札幌市北区北24条西15丁目2-5	
26	(株)ホクカン	○			○	○	○	0166-24-5593	旭川市永山14条3丁目3番4号	
27	(株)北炭ゼネラルサービス環境センター	○	○	○	○	○	○	0144-55-1171	苫小牧市あけぼの町1丁目3番3号	
28	北電総合設計(株)	○	○	○	○	○	○	011-222-4420	札幌市中央区北1条東3丁目1番地1	
29	(一財)北海道環境科学技術センター	○	○	○	○	○	○	011-758-1161	札幌市北区北24条西14丁目8-5	
30	北海道三井化学(株)分析センター	○	○	○	○	○	○	0125-52-2384	砂川市豊沼町1番地	
31	野外科学(株)	○	○	○	○	○	○	011-751-5151	札幌市東区苗穂町12丁目2番39号	
32	(株)レアックス	○	○	○	○	○	○	011-780-2222	札幌市東区北24条東17丁目1-12	
33	北海道エア・ウォーター(株)	○	○	○	○	○	○	011-823-0252	札幌市白石区菊水5条2丁目3番17号	

この一覧は、北海道環境計量証明事業協議会の資料を参考として、各環境計量証明事業者への調査に基づき作成したもので、表中の記載事項は以下のとおりです。

- ① 応談可： 市町村・個人等からのアスベストに関する質問・調査・分析について、応談可能なもの
- ② 試料採取
  - 大気： 大気中のアスベストに関する試料を現地で採取することが可能なもの
  - 建材： 建材中のアスベストに関する試料を現地で採取することが可能なもの（△は持ち込みの対応可）
- ③ 分析可
  - 大気： 大気中のアスベスト分析が可能なもの
  - 建材： 建材中のアスベスト分析が可能なもので、労働安全衛生法施行令の改正（平成18年9月1日）により、アスベストの規制対象が含有0.1%超に改められたことに伴う厚生労働省通知（平成18年8月21日付け基発第0821002号及び基安化発第0821001号）に基づく分析が可能な機関を「定性」「定量」分析に区分して掲載

（注）建材中に耐酸性の高い成分（シリカ、アルミナ、ガラス繊維など）が多い場合など、建材の種類等によっては、0.1%まで対応できない場合があります。分析に要する時間や費用などの詳細は各事業所にお問い合わせください。

## 10 アスベスト除去に関する費用

吹付けアスベスト処理費用（1㎡あたり単価）の目安としてはおおよそ以下のとおりです。  
（仮設、除去、廃棄物処理費等全ての費用を含む。）

（出典：国土交通省 平成20年4月25日公表資料）

アスベスト処理面積	除去費用
300㎡未満の場合	2万円/㎡ ～ 8.6万円/㎡
300㎡～1,000㎡の場合	1.5万円/㎡ ～ 4.5万円/㎡
1,000㎡以上の場合	1万円/㎡ ～ 3万円/㎡

（備考）

- ・ 平成19年(2007年)1月から12月までの1年間の施工実績195件を社団法人建築業協会が集計分析した結果である。
- ・ アスベストの処理費用は状況により大幅な違いがある（部屋の形状、天井高さ、固定機器の有無など、施工条件により、工事着工前準備作業・仮設などの程度が大きく異なり、処理費に大きな幅が発生する）。
- ・ 特にアスベスト処理面積300㎡未満の場合は、処理面積が小さいだけに状況の違いが単価に大きく影響している。
- ・ 処理費用の目安としては、施工実績データから処理件数上下15%をカットして算出している。
- ・ 今後の処理費用は情勢により、変動が予想される。

## 1.1 アスベスト対策に関する低利融資制度（(株)日本政策金融公庫）

アスベスト対策を実施する方々を支援するため、必要な資金を低利で融資する制度です。

区分	名称	対象	用途	限度額	償還期間など (据置期間) 《特例》	利率	第三者保 証・担保
国民生活事業	環境・エネルギー対策資金 (アスベスト関連)	アスベストを発生又は飛散する方(既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みを行う及びアスベスト廃棄物の処理を行う方を含みます)	アスベストの発生または飛散の防止、除去などを行うために必要な整備資金及び運転資金	設備資金 7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	設備資金 20年以内 (据置期間2年以内)  運転資金 7年以内 《据置期間2年以内》	使い道や返済期間によって異なる金利が適用	応談
					設備資金 10年(2年)  運転資金 5年《7年》 (6ヶ月)		
中小企業事業	環境・エネルギー対策資金 (大気汚染関連)	大気汚染防止法に規定する特定粉じん(以下「アスベスト」という)を発生または飛散させる方(既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みを行う方及びアスベスト廃棄物の処理を行う方を含む)	アスベストの発生または飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合には限ります)  既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みを行うために必要とする整備資金及び長期運転資金(アスベストを処理する場合には限ります)	直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金 2億5千万円)  代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 (据置期間2年以内)  運転資金 7年以内 (据置期間2年以内)	されますので、(株)日本政策金融公庫各本支店にお問合せ下さい	応談

※ 貸付条件や利率は変更されることがありますので、詳しくは、(株)日本政策金融公庫各本支店にお問い合わせください。  
(株)日本政策金融公庫HP < URL <https://www.jfc.go.jp/> >

## 12 アスベスト調査、除去等に関する国の支援制度

所管省庁	事業名	対象施設	区分		アスベスト		対象事業				補助（交付）率等	道費負担	時限設定	概要	道の担当課
			公有	民有	レベル1	レベル2	調査	除去	囲い込み	封じ込め					
総務省	一般単独・一般事業債（石綿対策事業）	公共施設等	○	—	○	○	—	○	○	○	特別交付税により元利償還金の40%を措置	—	—	石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債（充当率95%）の元利償還金	総合政策部地域振興局市町村課
	アスベスト改修事業	公有・民有施設	○	○	○	○	—	○	○	○	特別交付税により地方負担額の50%を措置	—	—	国の補助を受けて実施するアスベスト改修工事に要する経費	
国土交通省	住宅・建築物アスベスト改修事業	住宅・建築物	○	○	○	—	○	—	—	—	原則25万円/棟	—	平成32年度末まで（都道府県有建築物は平成27年度末まで）	建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するアスベスト含有調査等に対する補助（札幌市、旭川市、釧路市、函館市で制度化）	建設部住宅局建築指導課
		住宅・建築物	○	○	○	—	—	○	○	○	民間事業者：2/3（国1/3、地方公共団体1/3） 地方公共団体：国1/3	—	平成32年度末まで（都道府県有建築物は平成28年度まで）	作業計画の策定等を建築物石綿含有調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施するアスベスト除去等に対する補助（札幌市、旭川市、釧路市で制度化）	
厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	病院（普通地方公共団体、特別地方公共団体、一般地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く）	—	○	○	○	—	○	○	○	42,500円/㎡	—	—	アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等（以下除去等）という。）の措置を推進することを目的とする	保健福祉部地域医療推進局医務業務課
		病院	—	○	○	○	○	—	—	—	25万円/棟	—	—	この事業は、各病院におけるアスベスト含有保温材等（アスベストをその重量の0.1%を超えて含有する保温材、耐火被覆材又は断熱材をいう。）の使用状況等の調査に要する経費を補助することにより、当該調査の実施を促進し、アスベスト等の除去等の措置を推進することを目的とする	
	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等	—	○	○	○	—	○	—	—	1/2	1/4	—	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（入所施設は100万円、通所施設は30万円以上）	保健福祉部福祉局地域福祉課・障がい者保健

所管省庁	事業名	対象施設	区分		アスベスト		対象事業				補助(交付)率等	道費負担	時限定	概要	道の担当課
			公有	民有	レベル1	レベル2	調査	除去	囲い込み	封じ込め					
														の事業が対象)	福祉課・施設運営指導課
厚生労働省	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設・児童厚生施設等	○	○	○	○	-	○	-	-	1/2 又は 1/3	1/4 又は 1/3	-	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事が対象 ※入所施設は100万円、通所施設は30万円以上の事業が対象	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
	子ども・子育て支援施設整備交付金	放課後児童クラブ・病児保育施設	○	○	○	○	-	○	-	-	1/3、2/9 又は 3/10	1/3 2/9 又は 3/10	-	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事が対象 ※1か所当たり30万円以上の事業が対象	
	保育所等整備交付金	保育所、認定こども園等	-	○	○	○	-	○	-	-	1/2	-	-	〃	
	安心こども基金	認定こども園等	-	○	○	○	-	○	-	-	1/2	-	平成32年度	〃	
文部科学省	認定こども園施設整備交付金	認定こども園	-	○	○	○	-	○	-	-	1/2	-	-	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事が対象 ※1か所当たり30万円以上の事業が対象	
	学校施設環境改善交付金	公立小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校及び幼稚園	○	-	○	○	○	○	○	○	1/3	-	-	アスベスト対策工事(対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む) ※工事費が400万円以上の事業が対象	教育庁総務政策局施設課
	私立学校施設整備費補助金	私立幼稚園	-	○	○	○	-	○	○	○	1/3	-	-	アスベスト対策工事(補助対象工事費に係る実施設計費含む)が対象(1園あたり400万円以上の事業が対象) ※平成30年度までは下限なし	総務部法務・法人局学事課
	私立学校施設整備費補助金	私立学校(学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校)	-	○	○	○	○	○	○	○	1/3	-	-	アスベスト対策工事(対策工事を行う場合に限り、応急措置費、調査分析費及び実施設計費含む)が対象(下限なし)	

## 1.3 アスベストに関する窓口

### (1) 大気汚染防止法に基づく届出等

【(総合)振興局】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
空知総合振興局保健環境部環境生活課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041	
石狩振興局保健環境部環境生活課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111	内線34-372
後志総合振興局保健環境部環境生活課	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352	
胆振総合振興局保健環境部環境生活課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9575	
日高振興局保健環境部環境生活課	057-8558	浦河町栄丘東通56号	0146-22-9252	
渡島総合振興局保健環境部環境生活課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9437	
檜山振興局保健環境部環境生活課	043-8558	江差町字陣屋町336番地3	0139-52-6492	
上川総合振興局保健環境部環境生活課	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5920	
留萌振興局保健環境部環境生活課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2号	0164-42-8432	
宗谷総合振興局保健環境部環境生活課	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2921	
オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0628	
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027	
釧路総合振興局保健環境部環境生活課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9152	
根室振興局保健環境部環境生活課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6820	

【政令市】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882	
旭川市環境部環境対策課	070-8525	旭川市6条通9丁目46番地	0166-25-6369	
函館市環境部環境対策課	040-0022	函館市日の出町26番2号	0138-56-3827	
小樽市生活環境部環境課	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-22-4111	内線328
室蘭市生活環境部環境課	051-8511	室蘭市幸町1番2号	0143-22-1481	
苫小牧市環境衛生部環境保全課	059-1364	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	0144-57-8806	

### (2) 建設リサイクル法・建築基準法に基づく届出等

【(総合)振興局】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
空知総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0067	
石狩振興局産業振興部建設指導課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111	内線34-471
後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1373	
胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9594	
日高振興局産業振興部建設指導課	057-8558	浦河町栄丘東通56号	0146-22-9293	
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9466	
檜山振興局産業振興部建設指導課	043-8558	江差町字陣屋町336番地3	0139-52-6632	
上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5947	
留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2号	0164-42-8449	
宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2930	
オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0642	
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8601	
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9192	
根室振興局産業振興部建設指導課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6832	

【建築基準法の特定行政庁】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
札幌市都市局建築指導部管理課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2859	
旭川市都市建設部建築指導課	070-8525	旭川市6条通10丁目	0166-25-8597	
小樽市建設部建築指導課	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111	内線432
函館市都市建設部建築行政課	040-8666	函館市東雲町4番13号	0138-21-3391	
室蘭市都市建設部建築課	051-8511	室蘭市幸町1番2号	0143-25-2664	
苫小牧市都市建設部建築指導課	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6522	
釧路市都市整備部建築指導課	085-8505	釧路市黒金町7丁目5	0154-31-4569	
帯広市都市建設部建築指導課	080-8670	帯広市西5条南7丁目1	0155-65-4180	
北見市都市建設部建設指導課	090-8501	北見市北2条東1丁目11	0157-25-1154	
江別市建設部建築指導課	067-8674	江別市高砂町6	011-381-1042	

（３）廃棄物処理法に基づく届出等

【(総合)振興局】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
空知総合振興局保健環境部環境生活課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041	
石狩振興局保健環境部環境生活課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111	内線34-373
後志総合振興局保健環境部環境生活課	044-8588	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352	
胆振総合振興局保健環境部環境生活課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9576	
日高振興局保健環境部環境生活課	057-8558	浦河町栄丘東通56号	0146-22-9253	
渡島総合振興局保健環境部環境生活課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9437	
檜山振興局保健環境部環境生活課	043-8558	江差町字陣屋町336番地3	0139-52-6492	
上川総合振興局保健環境部環境生活課	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5921	
留萌振興局保健環境部環境生活課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2号	0164-42-8432	
宗谷総合振興局保健環境部環境生活課	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2921	
オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0629	
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8527	
釧路総合振興局保健環境部環境生活課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9153	
根室振興局保健環境部環境生活課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6821	

【政令市】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
札幌市環境局事業廃棄物課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2927	
旭川市環境部環境対策課	070-8525	旭川市6条通9丁目46番地	0166-25-6369	
函館市環境部環境対策課	040-0022	函館市日の出町26番2号	0138-56-3827	

（４）労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく届出等

【労働基準監督署】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
札幌中央労働基準監督署	060-8587	札幌市北区北8条西2丁目1番1号	011-737-1192	安全衛生
			011-737-1193	労災補償
札幌東労働基準監督署	004-8518	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号	011-894-2816	安全衛生
			011-894-2817	労災補償
函館労働基準監督署	040-0032	函館市新川町25番18号	0138-87-7606	安全衛生
			0138-87-7607	労災補償
江差駐在事務所	043-0041	江差町字姥神町167	0139-52-1028	
小樽労働基準監督署	047-0007	小樽市港町5番2号	0134-33-7651	
岩見沢労働基準監督署	068-0005	岩見沢市5条東15丁目7番地7	0126-22-4490	
旭川労働基準監督署	078-8505	旭川市宮前通東4115番31	0166-35-5901	
帯広労働基準監督署	080-0016	帯広市西6条南7丁目3	0155-22-8100	
滝川労働基準監督署	073-8502	滝川市緑町2丁目5番30号	0125-24-7361	
北見労働基準監督署	090-8540	北見市青葉町6番8号	0157-23-7406	
室蘭労働基準監督署	051-0023	室蘭市入江町1番地13	0143-23-6131	
苫小牧労働基準監督署	053-8540	苫小牧市港町1丁目6番15号	0144-33-7396	
釧路労働基準監督署	085-8510	釧路市柏木町2番12号	0154-42-9711	
名寄労働基準監督署	096-0014	名寄市西4条南9丁目	01654-2-3186	
留萌労働基準監督署	077-0048	留萌市大町2丁目	0164-42-0463	
稚内労働基準監督署	097-0001	稚内市末広3丁目3番1号	0162-23-3833	
浦河労働基準監督署	057-0034	浦河町堺町西1丁目3番31号	0146-22-2113	
小樽労働基準監督署倶知安支署	044-0011	倶知安町南1条東3丁目1番地	0136-22-0206	

（５）石綿健康被害救済制度に基づく認定申請等

【国の機関等】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
独立行政法人 環境再生保全機構 川崎本部 企画調整課（制度等に関する一般事項） 申請課（申請手続等に関する事項）	212-8554	川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階	0120-389-931 044-520-9614 044-520-9616	
環境省北海道地方環境事務所	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階	011-291-1952	

【北海道立保健所】

名称	〒	所在地	電話番号	備考
渡島総合振興局保健環境部保健行政室 渡島保健所	041-8551	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9542	
八雲地域保健室 八雲保健所	049-3112	八雲町末広町120番地	0137-63-2168	
檜山振興局保健環境部保健行政室 江差保健所	043-0043	江差町字本町63番地	0139-52-1053	
石狩振興局保健環境部保健行政室 江別保健所	069-0811	江別市錦町4番地の1	011-383-2111	
千歳地域保健室 千歳保健所	066-8666	千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	
後志総合振興局保健環境部保健行政室 倶知安保健所	044-0001	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1951	
岩内地域保健室 岩内保健所	045-0022	岩内町字清住252番地1	0135-62-1537	
空知総合振興局保健環境部保健行政室 岩見沢保健所	068-8558	岩見沢市8条西5丁目1番地	0126-20-0115	
滝川地域保健室 滝川保健所	073-0023	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	
深川地域保健室 深川保健所	074-0002	深川市2条18番6号	0164-22-1421	
上川総合振興局保健環境部保健行政室 上川保健所	079-8611	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5989	
名寄地域保健室 名寄保健所	096-0005	名寄市東5条南3丁目63番地38	0165-43-3121	
富良野地域保健室 富良野保健所	076-0011	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	
留萌振興局保健環境部保健行政室 留萌保健所	077-0027	留萌市住之江町2丁目1番地	0164-42-8324	
胆振総合振興局保健環境部保健行政室 室蘭保健所	051-8555	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9843	
苫小牧地域保健室 苫小牧保健所	053-0021	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	
日高振興局保健環境部保健行政室 浦河保健所	057-0007	浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071	
静内地域保健室 静内保健所	056-0005	静内町こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251	
稚内振興局保健環境部保健行政室 稚内保健所	097-8525	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2417	
オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室 網走保健所	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0695	
北見地域保健室 北見保健所	090-8518	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	
紋別地域保健室 紋別保健所	094-8642	紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	0158-23-3108	
十勝総合振興局保健環境部保健行政室 帯広保健所	080-0803	帯広市東3条南3丁目1	0155-27-8637	
釧路総合振興局保健環境部保健行政室 釧路保健所	085-0826	釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811	
根室振興局保健環境部保健行政室 根室保健所	087-0009	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	
中標津地域保健室 中標津保健所	086-1001	中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	

○政令市・中核市保健所等

名称	〒	所在地	電話番号	備考
札幌市保健所健康企画課	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-5151	
函館市総合保健センター	040-0001	函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1515	
旭川市保健所	070-8525	旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎	0166-25-6365	
小樽市保健所	047-0033	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3117	

## 14 アスベスト関連情報（関係機関HP）

北海道	北海道の取組、Q&A、トピックスなど	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp">http://www.pref.hokkaido.lg.jp</a> Top「分類から探す」→「環境保全・リサイクル」→「北海道アスベスト情報」 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/asbest/asbest.htm</a>
環境省	大気汚染防止法及び廃棄物処理法令・通知、Q&A、トピックスなど	<a href="http://www.env.go.jp">http://www.env.go.jp</a> Top「トピックス」→「石綿(アスベスト)関連情報はこちら」 <a href="http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html">http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html</a>
厚生労働省	労働安全衛生法令・通知、石綿健康診断関係、トピックスなど	<a href="http://www.mhlw.go.jp">http://www.mhlw.go.jp</a> Top「政策について」→「分野別の政策一覧」→「雇用労働」→「労働基準」→「安全・衛生」→「アスベスト(石綿)情報」 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html</a>
国土交通省	建築基準法令・通知など	<a href="http://www.milt.go.jp">http://www.milt.go.jp</a> Top「総合政策」→「アスベスト問題への対応について」 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubestuto/top.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubestuto/top.html</a>
総務省	吹付けアスベスト使用施設の調査結果など	<a href="http://www.soumu.go.jp">http://www.soumu.go.jp</a> Top→「政策」→「アスベスト問題への対応について」 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/asbest/">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/asbest/</a>
文部科学省	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の調査結果など	<a href="http://www.mext.go.jp">http://www.mext.go.jp</a> Top「教育」→「学校等の施設整備」→「学校施設の環境対策」→「アスベスト対策への取組」 <a href="http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm">http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm</a>
経済産業省	石綿含有家庭用品実態調査結果など	<a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a>
独立行政法人 環境再生保全機構	石綿健康被害救済制度、申請・認定状況、保健所等受付業務担当者向け情報、医学的専門情報など	<a href="https://www.erca.go.jp/">https://www.erca.go.jp/</a>
一般社団法人 JATI協会	石綿に係る法規制など	<a href="http://www.jati.or.jp">http://www.jati.or.jp</a>
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会	アスベスト使用施設の調査・診断	<a href="http://www.nada20090620.com/">http://www.nada20090620.com/</a>
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会	石綿含有建材の調査研究	<a href="https://asa-japan.or.jp/">https://asa-japan.or.jp/</a>
一般財団法人 日本環境衛生センター	建築物石綿含有建材調査者の認定機関	<a href="http://www.jesc.or.jp/">http://www.jesc.or.jp/</a>
一般財団法人 日本建築センター	アスベスト除去工法、建築に関するQ&Aなど	<a href="https://www.bcj.or.jp">https://www.bcj.or.jp</a>

## 15 建築物・工作物の解体工事等における必要な届出について

アスベストを含む建材を使用した建築物や工作物の解体、改修等の工事を行う場合は、次の届出が必要となります。アスベスト含有建材の種類（レベル）に応じ、届出の要・不要が異なりますので、 にチェックし、届出もれのないよう注意してください。

内容 関係法令	届出の対象となる工事			届出期限	届出先
	レベル1 吹付け材	レベル2 保温材、耐火被覆材、 断熱材	レベル3 成形板		
労働安全衛生法第88条3項同施行規則第90条5項の2	<input type="checkbox"/> 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け材の除去作業	届出不要	届出不要	作業開始 14日前	労働基準 監督署
石綿障害予防規則第5条	<input type="checkbox"/> 上記以外の建築物・工作物の吹付け材の除去、囲い込み、封じ込め作業	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の保温材等の除去作業	届出不要	作業開始 前	労働基準 監督署
大気汚染防止法第18条の15	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の吹付け材の除去、囲い込み、封じ込め作業	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物の保温材等の除去、囲い込み、封じ込め作業	届出不要	作業開始 14日前	都道府県 知事 (※2)
建設リサイクル法第10条、同施行令第2条	特定建設資材（※1）を使用した建築物・工作物の解体などの工事で、その規模が次の基準以上のもの <input type="checkbox"/> 建築物の解体 … 床面積の合計 80 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築 … 床面積の合計 500 m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替 … 請負代金の額 1 億円 <input type="checkbox"/> 工作物の解体等 … 請負代金の額 500 万円			作業開始 7日前	都道府県 知事 (※3)

※1 特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

※2 建築物等の所在地を所管する（総合）振興局地或振興部環境生活課に提出。ただし、札幌・旭川・函館市の工場・事業場、小樽・室蘭・苫小牧市の事業場に係る工事については、各市の環境行政担当部局に提出

※3 建設地市町村の建設リサイクル法担当部局（p108 参考資料18）に提出

<大気汚染防止法に基づく届出様式 ①>

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

北海道知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあつては、その代表者 印  
の氏名  
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※ 整理番号	
	至 年 月 日	※ 受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m <sup>2</sup> （ 階建） その他工作物	※備考
	特定工事を行う者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考
- 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第4号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
  - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
  - 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

<大気汚染防止法に基づく届出様式 ②>

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他
集 じん ・ 排 気 装 置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

<大気汚染防止法に基づく届出様式 ③>

別紙様式

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

(総合) 振興局長 様

報告者 住 所  
氏 名 印  
電話番号  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月 日に届け出た大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等実施届に係る特定粉じん排出等作業が完了したので、次のとおり報告します。

特定工事の場所 (工事の名称)			
特定粉じん排出等 作業の種類			
特定粉じん排出等 作業の実施の期間	自 年 月 日	※ 届出番号	特 第 号
	至 年 月 日	※ 受理年月日	年 月 日
特定建築材料の種類			
特定粉じんの排出量		k g	
特定粉 じんを 運搬し た者	氏 名		
	住 所		
特定粉 じんを 処分し た施設	名 称		
	住 所		
特定工 事の施 工者	氏 名		
	住 所		
	連絡先	担当者氏名	TEL
アスベスト粉じん 濃 度 の 測 定		別紙のとおり（測定結果報告書の写しを添付のこと）	

注 ※の欄は、振興局記入欄ですので、報告者の方は記入しないでください。

＜建設リサイクル法に基づく届出様式＞

(様式第一号) (A4)

## 届 出 書

知事 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
市区町村長 殿

フリガナ  
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_ 印  
(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
(転居予定先) (郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 \_\_\_\_\_

② 工事の場所 \_\_\_\_\_

③ 工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

④ 請負・自主施工の別:  請負  自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_

② 住所 \_\_\_\_\_

③ 許可番号(登録番号)

建設業の場合  
建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 号 ( \_\_\_\_\_ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_

解体工事業の場合  
解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号  
技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日  
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

\_\_\_\_\_ 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

}

建築物に係る解体工事については別表1  
建築物に係る新築工事等については別表2  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(工事完了予定日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。  
2 記名押印に代えて、署名することができる。  
3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_

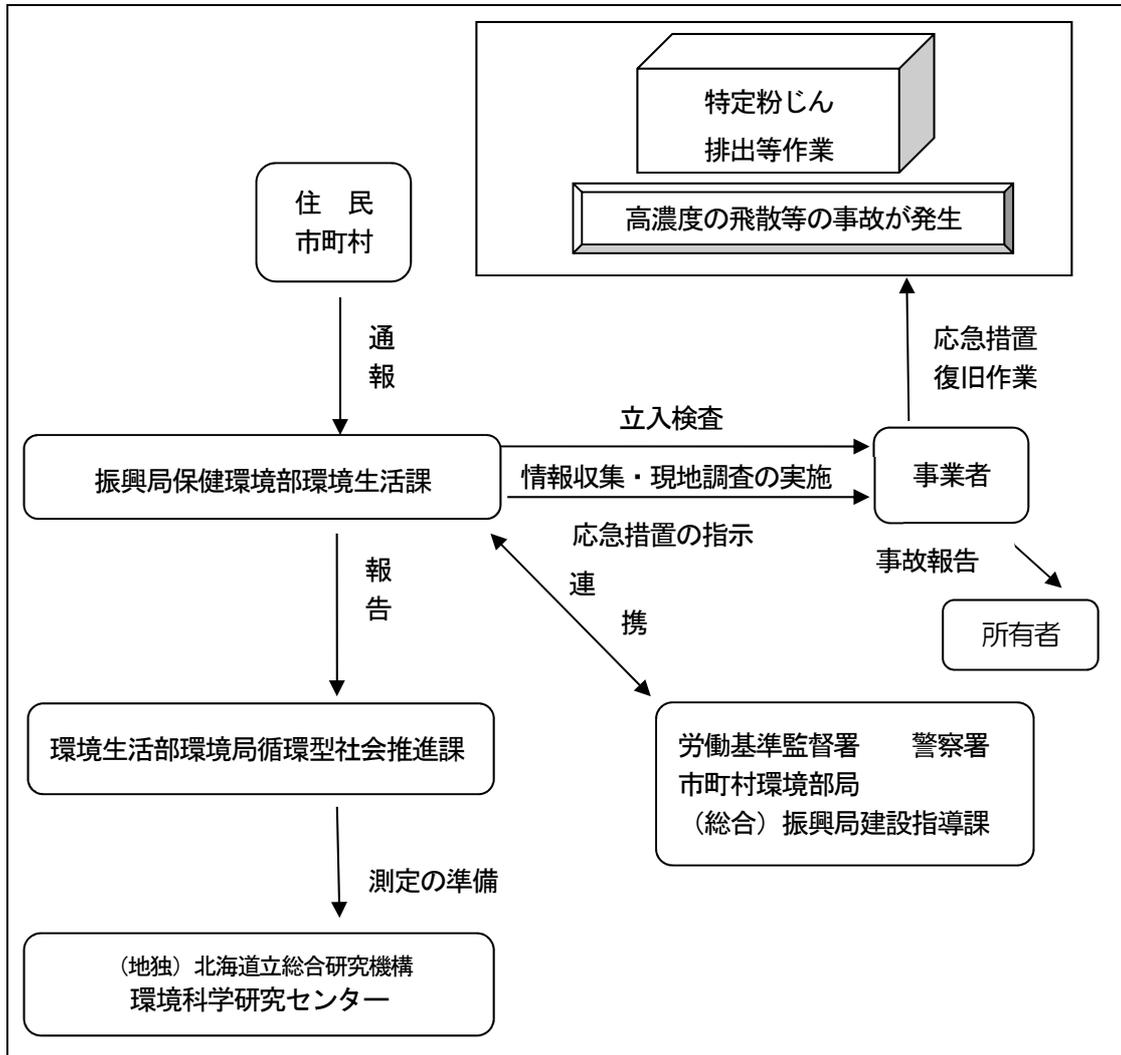
<廃棄物処理法に基づく報告様式>

別記第34号様式（第20条関係）

特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書 年 月 日 北海道知事 様 報告者 住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置（変更・廃止）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第2項の規定により、次のとおり報告します。	
事業場の所在地 名 称	電話番号 ( ) 業 種
特別管理産業廃棄物の種類	
（ふりがな） 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名	職 名 氏 名
特別管理産業廃棄物管理責任者の資格 （○印を付すこと）	省令第8条の17 ・第1号（イ、ロ、ハ） ・第2号（イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ） の規定による
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 変更又は廃止の年月 日及びその理由	年 月 日 （理由）
＊事務処理欄 （記入しないこと）	

（日本工業規格 A4）

16 特定粉じん排出作業等に係る事故時の初動対応フローチャート



## 17 特定粉じん排出作業等に係る事故時の情報の連絡・連携先チェック表

機関名		役割分担	チェック欄
北海道	(総合)振興局 保健環境部環境生活課	周辺環境へ飛散のおそれがある場合 廃棄物の不適正処理のおそれがある場合	
	(総合)振興局 建設管理部建設行政室建設指導課	建築関係法令に違反のおそれがある場合	
	環境生活部環境局循環型社会推進課	周辺環境へ飛散のおそれがある場合 廃棄物の不適正処理のおそれがある場合	
	北海道警察本部生活安全部、 各方面本部、各警察署	発生原因などに犯罪の可能性がある場合	
道総研 環境科学研究センター		緊急に周辺で環境測定が必要な場合	
市町村環境部局		連携及び協力を依頼する場合	
労働基準監督署		労働安全衛生法、石綿障害予防規則に違反のおそれがある場合	

## 18 道内におけるアスベスト関連事案（2018年度）

※ 2018年度中に新聞報道があった主な事案を掲載

アスベスト関連事例 2017(続)

### 旧大型商業施設における不適切な解体作業の実施

【民間施設】

#### 1. 事案概要

- |          |   |        |
|----------|---|--------|
| (1) 施設種別 | 旧大型商業施設   | [苫小牧市] |
| (2) 事案概要 | 旧大型商業施設の解体工事におけるアスベストの除去作業において、不適切な飛散防止対策が確認され、市や労働基準監督署は事業者に対する是正指導や作業一時停止命令を発出した（解体工事継続中） |        |

#### 2. 主な経過

- H28. 12 から 4 工区に分けて建物の解体工事を開始
- その後、アスベスト除去作業に関して、作業基準によらない不適切な作業が通報や立入検査等で確認され、市や労働基準監督署は、都度、是正指導や作業一時停止命令を発出
- H30. 11、労働基準監督者は労働安全衛生法違反疑いで解体業者及び石綿作業主任者を書類送検
  - 〈主な不適切な作業の内容〉
    - ・ 隔離養生をしていない作業
    - ・ 集じん装置の目詰まり
    - ・ 天窓を開放した作業
    - ・ 建屋内にアスベストが付着したがれきが堆積

#### 3. 事案における問題点

- アスベスト除去作業において、作業基準によらない不適切な作業が繰り返し行われた

#### 4. その他（参考）

**公共施設における不適切な補修作業の実施****【市町村有施設】****1. 事案概要**

- |          |  |       |
|----------|--|-------|
| (1) 施設種別 | 市公共施設  | [小樽市] |
| (2) 事案概要 | 市公共施設の職員が備品ロッカー移動の際、階段裏の壁を損傷し、見栄えを良くするため損傷箇所周囲のひる石を剥がして補修を行った<br>市環境担当部署は、当該補修作業が大気汚染防止法に基づく届出義務及び作業基準に違反するおそれがある行為と判断し、文書指導を行った |       |

**2. 主な経過**

- H30.4、市公共施設の職員が備品ロッカー移動の際、誤って階段裏の壁を損傷し、見栄えを良くするため損傷箇所周囲のひる石を約1㎡を剥がして補修を実施
- 当該作業を行った職員は、吹付けアスベスト含有建材の危険性を認識しており、損傷箇所を速やかにビニールシートで養生
- 補修作業に際しては、(アスベストの)飛散性が低い建材であるとの判断から入館規制は実施しなかった
- 当該作業から10日後、施設の所管部署が建材の分析調査及び施設内の大気環境濃度測定を実施  
→ (大気濃度測定においてアスベストは検出されず)
- その後、本格的な対策工事を行うこととして同市環境担当部署に相談したことで当該補修作業が大気汚染防止法に基づく届出義務及び作業基準に違反するおそれがあることを認知し報道発表
- 大気汚染防止法政令市として事務を所掌する環境担当部署は国とも協議し、当該補修作業が同法に違反するおそれがある不適切な行為であると判断し文書指導を実施
- 補修作業から約2ヶ月後、当該箇所の囲い込み工事が終了

**3. 事案における問題点**

- 吹付けアスベスト含有建材等を使用する建築物等の解体のほか、改造や補修の作業についても大気汚染防止法等の規制対象となることについての認識不足があった

**4. その他（参考）**

- 環境省は当該補修作業が大気汚染防止法違反のおそれがあるとの見解

## 学校施設における煙突内アスベスト含有断熱材の剥落事故（1）

【学校施設(市町村有)】

## 1. 事案概要

- (1) 施設種別 市立小中学校 [旭川市]
- (2) 事案概要 アスベスト含有確認調査を行っていた作業員が、A小学校体育館暖房用ボイラー煙突の灰出し口に断熱材の剥落を確認し、分析検査の結果、アスベスト含有が判明した  
また、B中学校体育館暖房用ボイラー煙突でも、同様の剥落が確認された  
さらに緊急点検を行っていた市職員が、C小学校給食機械室暖房ボイラー煙突でも断熱材の剥落を確認した

## 2. 主な経過

- 市では H29.8 から H30.6 にかけて、アスベスト含有断熱材が使用されてる可能性のある学校施設の煙突計 96 本についてアスベスト含有確認調査（以下「確認調査」）を実施
- H30.6、同調査を行っていた作業員が、A小学校体育館暖房用ボイラー煙突の灰出し口に断熱材の剥落(10cm×5cm)を確認し、分析検査の結果、アスベスト含有が判明
- また、H30.6、B中学校体育館暖房用ボイラー煙突でも同様の剥落(5cm×5cm ほか数片)を確認
- さらに H30.8、上記剥落事故を受けて緊急点検を行っていた市職員が、C小学校給食機械室暖房ボイラー煙突でも断熱材の剥落を確認
- いずれも直近の定期点検の際には剥落は確認されておらず、確認調査等において判明
- 暖房機器（煙突）を使用していない時期に剥落したものと考えられ、アスベストが外部へ飛散した可能性は低いものと推測
- H30.9、市は確認調査結果として、教育関連施設 62 施設のうち 50 施設 61 本の煙突にアスベスト含有を確認し、著しい劣化の煙突断熱材を優先し 3 年程度めどに全煙突の改修を行うことを公表

## 3. 事案における問題点

- 過去の調査や定期点検において、簡単な目視により劣化等なしと判断

## 4. その他（参考）

- 文部科学省によるアスベスト含有保温材等使用状況調査（レベル2）は、H28 から隔年で実施

## 商業ビル排気筒からのアスベスト含有断熱材の飛散事故

【民間施設】

## 1. 事案概要

- (1) 施設種別 大型商業施設 [札幌市]
- (2) 事案概要 JR 札幌駅前の大型商業施設において、非常用発電機の設備点検時の試運転直後に異常燃焼が発生し、爆発音とともに屋上排気筒から黒煙とともにアスベスト含有断熱材が外部へ飛散した

## 2. 主な経過

- H30.6.29 15:04 頃、JR 札幌駅前大型商業施設の非常用発電機設備点検において、試運転直後に異常燃焼が発生し、爆発音とともに屋上排気筒から黒煙が上がり、アスベスト含有断熱材が外部へ飛散

〈施設管理者の対応〉

- ・ 屋上排気筒の閉塞、飛散物の除去(清掃)
  - ・ 屋上及び2階デッキ施設を閉鎖 (→ 発生から10日後に営業を再開)
  - ・ 関係行政機関(市、労働基準監督署)に報告
  - ・ 飛散物の分析及び大気環境濃度測定を専門業者に依頼
    - 飛散物からアスベストを検出
    - 事故発生日から1週間、毎日3カ所で大気環境濃度測定を実施
      - ※発生日の測定において1カ所で通常の3倍程度の値(総繊維数 3.5 本/ℓ)が計測されたが、これ以外の測定結果は他の一般環境大気中濃度と同程度の値であることを確認
  - ・ お客様(電話)相談窓口の開設 (→ 健康影響等について数十件の問合せあり)
- 施設管理者からの連絡を受けて、市は労働基準監督署と連携して対応等に関する助言等を実施

## 3. 事案における問題点

- 設備点検時の試運転において、異常燃焼の発生を予想できなかった

## 4. その他(参考)

---

**公共施設における煙突内アスベスト含有断熱材の剥落事故****【市町村有施設】**

---

**1. 事案概要**

---

- (1) 施設種別 市公共施設 [旭川市]
- (2) 事案概要 市内小学校の煙突用断熱材の剥落事故を受けて、市有施設の再点検調査を実施したところ、A住民センターにおいて暖房用ボイラー用煙突の断熱材に剥落が確認された

**2. 主な経過**

---

- H30.6に確認された市内小学校におけるアスベスト含有断熱材の剥落事故を受けて、市環境部局が市有施設の対する再点検調査※を実施し、H30.7.6、A住民センター煙突上部からの確認調査により断熱材の剥落を確認
- 応急措置として煙突下部（灰出し口）の囲い込みを実施し、剥落した断熱材の分析調査を実施したところ、H30.8にアスベスト含有を確認
- 暖房用ボイラーは5月初旬以降は非稼働
- 市の施設管理部署は、後に住民説明会を開催

**3. 事案における問題点**

---

- 煙突上部からの確認調査で断熱材の劣化、剥落が確認されたもので、煙突下部（灰出し口）の目視点検において異常は確認されていなかった

**4. その他（参考）**

---

- 市が行った再点検調査においては、煙突上部からの目視のほか、デジタルカメラを用いた煙突内部の確認を実施

## 学校施設における煙突内アスベスト含有断熱材の剥落事故（2）

【学校施設(市町村有)】

## 1. 事案概要

- (1) 施設種別 町立中学校 [洞爺湖町]
- (2) 事案概要 暖房用ボイラーが作動しないことから業者に点検を依頼したところ、灰出し口に堆積物があり、煙突上部からの調査により断熱材の剥落が確認された

## 2. 主な経過

- H30. 10. 22、町立A中学校において暖房用ボイラーが作動しないことから業者に点検を依頼したところ、灰出し口に堆積物があり、煙突上部からの調査により断熱材の剥落を確認
- 学校職員は、ボイラー室の立入禁止、煙突の閉塞（煙突上部をビニールで覆い、ボイラーの使用を中止）の応急措置を実施
- 当該煙突の設計図書では「素焼き土管」の記載であったが、剥落したものがアスベスト含有断熱材の可能性のあることから、堆積物の分析を専門業者に依頼
- その1週間後、分析業者からアスベスト含有(0.1~5%)の連絡を受けことにより町教育委員会は、関係機関（北海道教育委員会、町議会）に報告するとともに、その翌日、保護者説明会を開催し、報道発表
- 暖房用ボイラー停止により応急用としてポータブルストーブを教室等で使用し、後にFF式温風暖房機を7室に設置
- 町は、町内の他小学校(2校)及び学校給食センターの3施設についても分析調査を実施し、いずれもアスベスト含有がないことを確認

## 3. 事案における問題点

- 設計図書は「素焼き土管」の記載となっており、実際の施工内容が異なっていた

## 4. その他（参考）

- 本報告を受けた北海道教育委員会は、実施中であった文部科学省のアスベスト含有保温材等使用状況調査に係る報告期限を2週間延長し、道内各市町村に対して再点検の実施を指示

---

**所有者不在の空きビルに係るアスベスト対策工事****【民間施設】**

---

**1. 事案概要**

---

- (1) 施設種別      空きビル      [室蘭市]
- (2) 事案概要      北海道胆振東部地震の影響により、4 階建ての空きビルの外壁の一部が落下する事故が発生し、内部の含有耐火被覆材が露出し、当該ビルの所有者が不在のため、市が対策工事等を実施

**2. 主な経過**

---

- H30. 9. 6 に発生した北海道胆振東部地震の影響により、市内中心部に立地する 4 階建ての空きビルの外壁の一部が落下し、内部の耐火被覆材が露出
- S40 年代の建築物であり、当該建材にアスベストが含有している可能性が高いと判断されることから、市は翌日から危険箇所の撤去やシートによる養生などの応急措置を実施
- H30. 9. 25、耐火被覆材の分析調査を実施し、H30. 10. 4 にアスベスト含有を確認
- H31. 1. 25、外壁についても分析調査を実施し、H31. 2. 4 にアスベスト含有を確認
- 当該ビルは所有者不在の状況から、市は空き家対策事業により H31 (2019) 年度に除去工事を実施する予定

**3. 事案における問題点**

---

- 所有者（施設管理者）が不在の建築物において、対策工事の必要が生じた

**4. その他（参考）**

---

---

**学校施設における不適切な飛散防止措置****【学校施設(道有)】**

---

**1. 事案概要**

---

- (1) 施設種別 道立高等学校 [千歳市]
- (2) 事案概要 北海道胆振東部地震の影響により、学校施設内の階段裏天井に亀裂が発生し、補修工事に際して損傷箇所へ吹付けアスベスト建材が使用されていることが判明したが、速やかに応急措置等が実施されなかった

**2. 主な経過**

---

- H30. 9 に発生した北海道胆振東部地震の影響により、千歳市内のA高等学校施設内の東階段裏天井に2箇所の亀裂が発生
- H31. 1. 18、当該補修工事を受注した設計事務所から当該損傷箇所の建材にアスベスト含有を示唆する図面等が北海道教育委員会に提出
- H31. 2. 15、北海道教育委員会担当者が図面によりアスベスト含有建材であることを確認
- H31. 2. 26、後に亀裂が確認された中央階段及び西階段を含め、亀裂箇所に飛散防止材を散布の応急措置を実施するとともに、大気中アスベスト濃度測定を実施し、濃度がゼロであることを確認
- H31. 2. 28、北海道教育委員会は記者発表及び保護者説明会を開催

**3. 事案における問題点**

---

- 吹付けアスベスト使用施設に係る調査における設計図書等の確認において、損傷箇所の建材がアスベスト含有仕上塗材であることを確認できていなかった
- 損傷箇所の建材がアスベスト含有であることを確認するも、飛散防止措置等の対策が遅れた

**4. その他（参考）**

---

- 本事案を受け、道（アスベスト問題対策連絡会議）では、類似事案の有無について調査を実施し、他に類似事案がないことを確認

## 北海道アスベスト対策ハンドブック

平成19年(2007年) 3月 発行

平成21年(2009年)11月 改訂

平成27年(2015年) 3月 改訂

平成27年(2015年)12月 改訂

平成29年(2017年) 3月 改訂

平成30年(2018年) 3月 改訂

令和元年(2019年) 6月 改訂

北海道

(アスベスト問題対策連絡会議)